

○金融商品取引業等に関する内閣府令

平成十九年一月一日以降有効な旧規定

改正法令一覧

・金融商品取引業等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令（平成一八・六・一四内四三）本則（平成二九・二・二七施行）

（禁止行為）

第一二七条①（往書略）

一一三八（略）

②③
三十九・四十（改正により追加）

②③
（改正により追加）